

愛ビ協第 2025 - 353 号
2025 年 10 月 27 日

会 員 各 位

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会 長 吉 田 治 伸
品質向上特別委員会
委員長 水 藤 維 人

最低賃金上昇に伴う契約金額の変更等に関するお願いの文書について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当協会の活動にご理解とご協力をたまわり、厚く御礼申し上げます。

会員の皆様におかれましては、この度の最低賃金上昇に伴う契約金額の変更に向け、官公庁又は民間発注者との価格転嫁のための交渉を進められていることと存じます。

当協会におきましては、愛知県及び県内市町村に対し、最低賃金の上昇に伴う適正な価格転嫁の実現及び「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正を踏まえた入札の改善等を求め、下記 1 に掲げる文書を送付しましたので、お知らせします。

また、民間発注者向けの最低賃金上昇に伴う契約金額の変更に関する文書として、下記 2 に掲げる文書を作成しましたので、併せてお知らせします（協会から民間発注者への送付はしておりません。ホームページ掲載のみです。）。

会員の皆様の価格交渉活動の参考として、これらの文書を適宜ご活用いただければ幸いです。

記

1 自治体（愛知県及び県内市町村）あて

ビルメンテナンス業務に係る 2025（令和 7）年度最低賃金上昇に伴う契約金額の変更並びに今後の入札の改善等に関するお願い（2025 年 10 月 27 日付け愛ビ協第 2025-344 号）

（参考資料）

- ・ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン改正案の概要（令和 7 年 9 月）
- ・ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（最終改正令和 7 年 9 月）
- ・2026 年 1 月から「下請法」は「取適法」へ！

2 民間発注者向け

ビルメンテナンス業務に係る 2025（令和 7）年度最低賃金上昇に伴う契約金額の変更に関するお願い（2025 年 10 月 27 日付け愛ビ協第 2025-345 号）

（参考資料）

- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）
- ・2026 年 1 月から「下請法」は「取適法」へ！

上記文書（参考資料含む）は、協会ホームページの「新着情報」（ https://www.aichi-bma.jp/news/index.html ）から閲覧及びダウンロードができます。
--

<問合せ先> 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会事務局

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 1 番 10 号 伏見フジビル 8 階

TEL:052-265-7536/FAX:052-265-7537/E-mail:aichibm@lilac.ocn.ne.jp